

リフィル処方箋を利用してみましょう！

リフィル処方箋とは

2022年（令和4年）4月から、同じ処方箋を使って最大3回まで薬局で薬が受け取れる「リフィル処方箋」という仕組みが始まっています。

「リフィル処方箋」とは、医師の診療にて症状が安定しており、長期間処方が可能と判断された患者へ、最大3回まで医療機関を受診せずに薬局で薬を受け取ることが出来る処方箋です。

花粉症などのアレルギー疾患や糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病で同じ薬を長期にわたって服用しており、病状に変化がなく安定している患者が向いています。患者にとっては、医療機関を受診する回数が少なくなり、通院負担を軽減できるメリットがあり、医療費適正化にもつながります。

【 リフィル処方箋のメリット 】

患者	■ 通院にかかる負担の軽減 ■ 受診時の感染リスク低下 等
医療機関	■ 外来の混雑緩和 ■ 医療従事者の負担軽減 等
国	■ 医療費の抑制につながる 等

リフィル処方箋の注意点

- 投薬量に制限のある医薬品（新薬、麻薬、向精神薬）や湿布薬などは対象外です。
- 1回目は通常の処方箋と同様に処方された日から4日以内に薬局で薬を受け取り、2回目以降は調剤予定日の前後7日間以内に薬を受け取ります。2回目以降も処方箋が必要になりますので、大切に保管しましょう。
- リフィル処方箋を出す薬局は継続的に服薬状況を管理してもらうため、1回目から3回目まで同じ薬局で出すことが推奨されています。
- リフィル処方箋を利用している期間は医療機関の受診が不要となるため、症状などの変化があった場合は、途中でも医療機関を受診できます。詳しくは、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

分割調剤とは

分割調剤は、「薬剤師のサポートが必要」と医師が判断した場合等に行われ、分割指示に関わる処方箋とともに最大3回（3枚）分の処方箋が一度に発行されます。

分割調剤が行われるのは、以下のケースなどです。

- 長期保存が難しい薬を使用する場合
- ジェネリック医薬品を初めて服用する際、不安を取り除くために短期間試してみる場合
- 患者の服薬状況を考慮して、薬剤師のサポートが必要と医師が判断した場合



リフィル処方箋と分割調剤の違いについて

同じ処方箋を繰り返し使用するのがリフィル処方箋に対して、定められた処方期間を分割するのが分割調剤です。

（例）90日分の医薬品を30日分ごとに調剤して交付する場合

- 30日分の処方箋を繰り返し利用できる回数（3回まで）を記載して発行するのがリフィル処方箋
- 90日分の処方箋を発行し、薬局に対して3回の分割指示をするのが分割調剤

【 リフィル処方箋の利用イメージ（3回の場合） 】

 患者	 薬局
診察あり 1回目	
<ul style="list-style-type: none"> ● 診察日を含めて4日以内にリフィル処方箋を提出 ● 1回目の薬を受け取る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬剤師が体調等を確認 ● 必要に応じて医師へ確認 ● 1回目の薬を処方 ● 次回調剤予定日を記入
診察なし 2回目	
<ul style="list-style-type: none"> ● 調剤予定日の前後7日以内にリフィル処方箋を再提出 ● 2回目の薬を受け取る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬剤師が体調等を確認 ● 必要に応じて医師へ確認 ● 2回目の薬を処方 ● 次回調剤予定日を記入
診察なし 3回目	
<ul style="list-style-type: none"> ● 調剤予定日の前後7日以内にリフィル処方箋を再提出 ● 3回目の薬を受け取る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬剤師が体調等を確認 ● 必要に応じて医師へ確認 ● 3回目の薬を処方

繰り返す

